

○「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用
に係る特例措置について

令和6年2月19日 5予第2227号

大臣官房参事官（経理）から消費・安全局長、農産局長、畜産局長、
経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、
水産庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、
北海道農政事務所長 宛て

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について（令和6年2月16日
付け5農振第2772号農村振興局長通知）により令和6年3月から適用する公共工
事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和5年3月から
適用する公共工事設計労務単価について（令和5年2月14日付け4農振第2699号
農村振興局長通知）により令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価（以
下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で5.9パーセント上昇した
ところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置
されたい。

記

第1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第2に定める工事の受注者は、工事の請負契約に係
る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通
知）別紙工事請負契約書第62条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労
務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することが
できることとする。

第2 具体的な取扱い

- （1） 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に
当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出され
た請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、令和6年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

第3 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。